

国際医薬経済・アウトカム研究学会日本部会会則

2005年8月12日作成
2006年9月20日修正
2006年11月16日修正
2007年7月24日修正
2013年3月30日改定

第1章 総則 (1: Name)

第1条 本会は、

1. 国際医薬経済・アウトカム研究学会日本部会 (ISPOR Japan Chapter ; IJPC) と称する。また、ISPOR 日本部会と略称する。
2. 日本国内での名称を臨床経済学研究会・ISPOR 日本部会とする。

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。理事会は評議員会の承認のもと、理事のうちの1名を事務局長 (secretary) に選任し、事務を統括させることができる。

第2章 目的および事業 (2: Mission)

第3条 本会は ISPOR の理念に基づき、

1. 医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ研究者、医療従事者及び政策決定者が国レベルで知識を共有できる環境を提供し、
2. 製薬産業、医療関係機関及び学術機関の構成員と医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ研究者、医療従事者及び政策決定者との交流を促進し、
3. 医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ個人のための資源として機能し、
4. 部会会員が ISPOR の活動への認識を高め、その活動に参加するための機会を提供することにより、我が国の医療および医療システムの発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 産官学の研究者による研究集会の実施
2. News Letter、その他の出版物の刊行
3. ISPOR 活動への参加の奨励と支援
4. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 系列 (3: Affiliation)

第5条 本会は ISPOR の国際活動の一翼をになう支部として活動を行う。

第4章 会員 (4: Membership)

第6条 本会の会員は正会員、学生会員、特別会員、賛助会員とする。

1. 正会員：本会の目的に賛同し、会費を納める者。
2. 学生会員：大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同し学生会費を納める者。
3. 特別会員：本会の進歩発展のために特に功労があった者で、理事会の推薦により、

評議員会で承認を得た者。会費を納めることなく正会員の資格を有する。

4. 賛助会員：本会の目的に賛同し、賛助会費を納め、本会の事業を後援する個人または団体。当該団体を代表する者1名を正会員として登録する。

第7条 入会を希望する者は、評議員会の承認を得て会員となることができる。

第8条 本会の会員の会費は、評議員会において決定し、総会において承認を受けるものとする。

第9条 会員は本会が刊行する News Letter などの配布を受け、研究集会において研究発表をすることができる。

第10条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、失踪宣告
3. 除名

第11条 退会を希望する会員は会長宛に退会届を提出し、評議員会において承認をうけるものとする。

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには評議員会の議決を経て、会長が除名することができる。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき。

第13条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第5章 組織 (5: Organization)

第14条 本会に次の役員 (Executive Committee officers) を置く。また、すべての正会員ならびに特別会員は、役員になる機会を有する。

1. 会長(President) 1名
2. 次期会長(President-elect) 1名
3. 前期会長(Past President) 1名
4. 評議員 (Member of Board Meeting) 選出時の正会員および特別会員数の5分の1以内とする。
5. 理事 (Members of Committee) 10名程度
6. 監事(Treasurer) 2名

第15条 本会の役員は次により選出または就任する。

1. 会長の任期終了をもって、事前に選出された次期会長が新たな会長に就任する。
2. 次期会長は、新会長が就任し、かつ新たな理事が選出された後に、速やかに理事会内の互選によって新たな次期会長を選出する。
3. 前会長は、次期会長の就任により、前期会長に就任する。
4. 評議員は、正会員の中から別に定める評議員候補者審査会の審査結果に基づき理事会で選出する。
5. 理事は、評議員より選出し、理事に就任することにより評議員としての地位から離れる。理事の任期終了後は評議員に戻る。
6. 監事は、正会員あるいは特別会員の中から評議員が選出する。この場合、評議員からの選出を妨げない。

第 16 条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長、次期会長、前期会長、評議員、理事、監事の任期は西暦で奇数となる年の 4 月 1 日より始まり、2 年後の 3 月 31 日をもって満了する。
2. 何らかの事情により、任期満了時に後任の役員が選出されていなかった場合には、選出作業完了まで前任の役員が職務を代行する。なお、連続して役員に就任することを妨げない。

第 17 条 役員は本会の活性化のため、会員募集に尽力する。

第 6 章 会議 (6: Procedures)

第 18 条 本会の会議は会員総会、評議員会、理事会とする。

1. 会員総会は、少なくとも毎年 1 回開催するものとし、会長が召集し議長となる。会員総会においては、評議員会の報告に基づき、次の事項を議決する。
 - ①次期会長の承認
 - ②会則の変更
 - ③予算、決算の承認
 - ④その他評議員会において必要と認めた事項
2. 評議員会は、評議員により構成され、会長、事務局長も出席し、本会の重要事項の審議を行う。会長が召集し、過半数の出席を持って成立する。また、必要に応じ理事、監事の出席を求めることができる。評議員会の議長は、評議員の互選により選出し、議決は出席評議員の過半数による。
3. 理事会は、会長、次期会長、前期会長、理事および監事により構成され、本会の会務を計画・立案・執行する。理事会は会長が召集し、過半数の出席をもって成立する。
4. 必要に応じ、理事会、評議員会を合同で開催できる。
5. すべての会員は、評議員会に対し、その議題を提出できる権利を有する。

第 7 章 役員職務 (7: Duties of Officers)

第 19 条 本会の役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
2. 会長は年度活動および会計報告を、ISPOR 理事会に提出しなくてはならない。
3. 次期会長は、会長を補佐し、会長の任期終了時に、会長の職務を引き継ぐ。会長に事故があったときはその職務を代行する。
4. 前期会長は、会長、次期会長に事故があったときはその職務を代行する。
5. 評議員は本会運営に必要な事項を審議、決定する。
6. 理事は会長の命に従って 本会の会務を担当する。
7. 監事は本会の経理及び事業を監査し、その結果を評議員会に報告する。
8. 事務局長は会議の議事録を作成し、公式な記録として保管しなくてはならない。

第 8 章 (8: Amendments)

第 20 条 本会の正会員ならびに特別会員は、本会会則の変更を評議員会に提案することができる。

第 21 条 本会会則を変更するためには、評議員会において 3 分の 2 以上の議決を経、かつ会員総会の承認を経るものとする。

第9章 賠償 (9: Indemnification)

第22条 ISPOR の名称、ロゴ等、本部との関係を本会が利用することにより発生・起因した損害についての賠償は、いかなる場合でも ISPOR 本部は免責されるものとする。

第10章 財務 (10: Finance)

第23条 本会の経費は会費・寄付・その他の収入をもってこれに充てる。

第24条 本会の財産は、会長が管理することとし、その方法は理事会で決定するところによる。

第25条 会長は年1回会計報告を作成し、監事の意見をつけて評議員会および会員総会の承認を得なければならない。

第26条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、初年度にかぎり、2005年9月1日に始まり、2007年3月31日に終了するものとする。

付則

第1条 本規約は2005年9月1日から施行する。

第2条 初代役員の選出においては、本会則によらず、特例として互選により選出する。

第3条 初代役員に関しては、設立後の ISPOR 日本部会の安定的発展を期するため、特例として初年度に加え2007年度終了時まで、選挙によらず任期を延長するものとする。

なお、この期間においては理事会の議決により会則の変更を可とするものとする。

第4条 日本における臨床経済学研究会の発展のため、2007年4月1日より臨床経済学研究会と統合し、日本国内名称を第1条2の通り改める。

2. 臨床経済学研究会幹事は本会理事に就任する。

3. 臨床経済学研究会の会員は、退会の申し入れがない限り、本会会員に移行する。

第5条 2013年3月における本会則の変更により、理事は評議員に移行し、新理事を選出する。新理事を選出するまでの間、旧理事は理事としての職務を兼ねる。

細則

第1条 規約第8条に基づき会員の会費を次のとおり定める。

1. 正会員 5,000 円 (年額)
2. 学生会員 2,000 円 (年額)
3. 賛助会員 100,000 円 (年額)

ISPOR の Local Chapter 会則サンプルページ:

http://www.ispor.org/regional_chapters/constitution_model.asp